

陸前高田市定住支援住宅事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市への定住を促進し、地域経済の活性化を図るため、転入者が市内に定住する意思を持って自ら居住するための住宅を建築し、購入し、又は購入に伴い改修する場合に要する経費に対して、予算の範囲内で助成することについて、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市町村から当市に移り住み、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき当市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 定住 永く住むこと（概ね10年以上）を前提に本市に転入し、かつその生活基盤が専ら市内にあることをいう。
- (3) 住宅 居住の用に供するために建築された一戸建ての家屋をいう。
- (4) 新築住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過していない住宅であって、居住の用に供したことの無いものをいう。
- (5) 中古住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (6) 改修工事 中古住宅の増築、修繕又は模様替えの工事をいう。
- (7) 商品券 陸前高田市共通商品券をいう。

(助成対象者)

第3 助成を受けることができる者は、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に転入し、住宅を取得した者、その他世帯員又は転入前において世帯員であった者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、本市に定住する意思があること。
- (2) 取得した住宅の所有権割合が、世帯員全員で2分の1以上であること。
- (3) 新築住宅又は中古住宅を購入した場合にあっては、世帯員の3親等以内の親族以外の者から購入していること。
- (4) 世帯員及び同居人全員が過去にこの要綱による助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）、世帯員又は申請者の同居人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

- (1) 本市で被災し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条の規定による被災者生活再建支援金を受給した者
- (2) 被災関連定住支援事業費補助金交付要綱（平成25年告示第109号）による被災関連定住支援事業補助金を受給した者
- (3) 陸前高田市移住支援金交付要綱（令和元年告示第149号）による陸前高田市移住支援金を受給した者
- (4) 賃借又は売却を目的として住宅を新築又は購入した者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

（助成対象経費）

第4 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 新築住宅の建築費又は購入費（当該住宅の敷地の購入費を除く。）
- (2) 中古住宅の購入費（当該住宅の敷地の購入費を除く。）
- (3) 中古住宅の購入に伴う改修工事費

（助成対象住宅）

第5 助成の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 施工業者の施工であること。
- (2) 過去にこの要綱による助成を受けていないこと。

（助成額及び交付方法）

第6 助成額は、第4に掲げるいずれかの経費の5分の1以内に相当する額（端数が生じたときは1,000円未満を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

2 交付方法は、商品券によるものとする。

（助成の申請）

第7 申請者は、令和4年3月31日までに、陸前高田市定住支援住宅事業助成金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認

めるときは陸前高田市定住支援住宅事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めるときは陸前高田市定住支援住宅事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（商品券の交付請求）

第9 申請者は、第8の規定による助成の決定の通知を受けたときは、速やかに陸前高田市定住支援住宅事業助成金に係る商品券交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（商品券の交付）

第10 市長は、第9の規定による商品券の交付請求を受けたときは、遅滞なく申請者に商品券を交付するものとする。

2 申請者は、前項により商品券の交付を受けた場合は、遅滞なく市長に陸前高田市定住支援住宅事業助成金に係る商品券受領書（様式第7号）を提出しなければならない。

（助成金の返還）

第11 市長は、助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、すでに助成した額の全部又は一部を金銭で返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 前項において、市長は、必要があると認めるときは、申請者又は施工者等に状況報告を求め、担当職員に現地調査を行わせることができる。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。